

企業の資金調達の円滑化に関する協議会

平成22年度 主要活動実績

1. 社債市場の活性化・拡大に関する取組み

- ① 日本証券業協会 社債市場の活性化に関する懇談会への働きかけ
- ② 発行登録追補書類における格付に関する記載の見直への対応案(雛形)の取り纏め
- ③ 東京 AIM 「TOKYO PRO-BOND Market」に対する提言

2. 東日本大震災に関する復興復旧支援施策取り纏めへの協力

3. 四半期報告制度、内部統制報告制度の簡素化に向けた取組み

4. 高度金融人材産学協議会への支援

5. その他

- ① 税制改正要望
- ② 外貨調達の円滑化に関する実態調査

1. 社債市場の活性化・拡大に向けた取組み

① 日本証券業協会 社債市場の活性化に関する懇談会に対する働きかけ

当協議会は平成 20 年に「社債市場活性化研究会」を立上げ、社債市場におけるルール・慣行、税制、決済制度等について提言、要望を行ってきた。日本証券業協会では、それらの提言等を受け、平成 21 年に「社債市場の活性化に関する懇談会」を設置し、市場改革案「社債市場の活性化に向けて」を取り纏め、4つの重点的な取組みについてそれぞれ部会を設置し、検討を進めている。

	取 組 み	発 行 体
第1部会	証券会社の引受審査の見直し等	三菱商事、東日本旅客鉄道
第2部会	コベナントの付与及び情報開示等	新日本製鐵、三井物産
第3部会	社債管理のあり方等	オリックス
第4部会	社債の価格情報インフラの整備等	日立製作所、三菱商事

当協議会では、懇談会や部会にオブザーバーとして参加し、社債市場活性化研究会において協議会全体で議論を行ってきた。そして、各部会に参加する発行体と連携しつつ、日本証券業協会との意見交換会などを通じ発行体の要望を実現すべく働きかけを行った。

現在も部会での検討は行われており引き続き検討状況をフォローしていく必要はあるが、当協議会が従来より強く要望してきた引受審査の見直しに関しては、関係者の協力によって現時点までに大きな成果が挙げられている。平成 23 年度より下記の具体的な取組みが実施されることに伴い、起債実務の効率化が図られるとともに、起債可能期間が拡大し、より機動的な社債発行が可能となる。

<現時点までに示された具体的な対策>

- イ) 四半期報告書提出時の継続開示審査における共通質問事項の廃止
 - ロ) 有価証券報告書提出時の継続開示審査における共通質問事項の簡素化
 - ハ) 所謂「またぎ」での起債を回避する市場慣行問題に関する明確化
- ⇒ 起債可能期間が 30 営業日程度拡大 (120 営業日/年→150 営業日/年)

- 社債市場活性化研究会を開催し検討内容をフォロー
 - ・ 第 12 回 社債市場活性化研究会 (H22.10.14)
 - ・ 第 13 回 " (H22.11.22)
 - ・ 第 14 回 " (H23. 3.17)
- 日本証券業協会との意見交換会 (H23. 5.19)
- 社債統計情報の拡充に関する要望書提出 (H23.6.8)
- [参考]
- 日本証券業協会は部会での検討状況について、昨年 12 月、本年 7 月に中間報告を実施。

② 発行登録追補書類における格付に関する記載の見直しへの対応案(雛形)の取り纏め

金融庁は、格付の公的利用が投資者による格付への過度の依存を招いたとの問題意識から、本年1月に発行登録追補書類における格付に関する記載の見直しを行った(「企業内容等の開示に関する内閣府令」改正)。これに伴い、発行登録追補書類に設けられていた「取得格付」の欄が削除される代わりに、格付の「前提」や「限界」の説明、格付会社が公表している情報の取得方法などを書類に記載することが義務付けられることとなった。

当協議会では、府令改正後も国内事業債の円滑な発行実務が担保されるべく、発行体、格付会社等の関係者にて対応を協議し、昨年12月には、金融庁企業開示課との意見交換会を経て、対応案(雛形)を取り纏めた。さらに、会員企業の協力を得て発行登録追補書類の利用者である機関投資家等に対しヒアリングを行い、確認された投資家のニーズを踏まえ、金融庁企業開示課との意見交換会を経て、本年4月には新たな対応案(雛形)を取り纏めた。

これらの取組みによって、府令改正後も起債実務に不要な混乱が生じることなく、円滑な起債が実施されることとなった。尚、現在では、当協議会が取り纏めた二種類の対応案(雛形)が発行登録追補書類の記載における市場のスタンダードとなっている。

③ 東京 AIM 「TOKYO PRO-BOND Market」に対する提言

東京 AIM 取引所は、ユーロ市場と比肩する債券市場を構築しアジア域内の中核市場に発展させることを目標に日本版 MTN 市場「TOKYO PRO-BOND Market」を創設した(H23.5.17)。

市場の創設にあたっては、当協議会も経済産業省と連携して発行体に対してヒアリングを行うなど、発行体側のニーズの掘起しを行った。

当協議会としては、長期に安定した市場を確立するには、発行体において利便性の高い市場である一方、投資家保護に資する一定の情報が適切に開示され公正性、透明性が担保されることが必要であるとの考えの下、パブリックコメントに対する意見書の提出等を行った。その結果、必ずしも当協議会の全ての要望が受け容れられたものではないが、意見書の一部は TOKYO PRO-BOND Market の規定・規則に反映された。TOKYO PRO-BOND Market は創設されたばかりの市場でもあり、利便性の高い市場となるよう引続き支援していく。

○発行体・格付会社 意見交換会 (H22.11.24, H22.12.9)

○金融庁との意見交換会

(H22.8.24, H22.12.21, H23.4.15)

○証券会社へのヒアリング、対応方針協議(H22.12.15-20)

(野村証券、みずほ証券、大和証券キャピタルマーケット、SMBC 日興証券)

○機関投資家等 7 社・証券会社 3 社へのヒアリング、アンケート (H23.3)

[参考]

本取組みはトムソン・ロイター Deal Watch でも報じられた (H23.6.6)

○経済産業省との発行体ヒアリング (H21.10.27-11.24)

(リックス、丸紅、三菱商事、東京電力、ホダファイナンス、三井物産等)

○パブリックコメントへの意見書提出

(H22.12.8, H23.3.23)

2. 東日本大震災に関する復興復旧支援施策とりまとめへの協力

本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を受け、経済産業省において、震災により被害を受けた中堅・大企業に対する資金繰りの支援・復興支援を行うための金融支援施策が検討された。

当協議会としても、事業会社が直面している資金調達上の懸念等について、電話等によりヒアリングを実施し、支援施策を検討する際の要素として情報提供を行った。本年 5 月には、経済産業省における取組みにより、第一次補正予算において事業総額 2.8 兆円規模の中堅・大企業向け金融支援パッケージが導入されることとなった。

3. 四半期報告制度、内部統制報告制度の簡素化に向けた取組み

昨年 6 月に閣議決定された「新成長戦略」において、我が国企業・産業の成長を支えるための多様な資金調達が可能な金融市場の実現のための施策の一環として、四半期報告の大幅簡素化並びに企業実態に応じた内部統制報告制度の見直しが盛り込まれた。

当協議会は、以前から当該制度の改革等に関して提言・アンケートを実施してきたが、金融庁が四半期報告制度、内部統制報告制度の簡素化の検討を開始するに伴い、企業側としてより使い勝手のよいものとなるよう、現状の制度に関する評価等の意見を取り纏めるべく意見交換会を実施した。

意見交換によって抽出された要望については、経済産業省企業行動課を通じて金融庁に対して働きかけが行われた。その結果、内部統制報告制度において金額的重要性について過去の一定期間の利益の平均値等の使用が可能となることが明示される等、ほぼ全ての要望が反映されることとなった。

○中堅・大企業向け資金繰り支援・復興支援に関するヒアリング (H23.3.22-3.29)

[参考]

○中堅・大企業向け緊急金融支援パッケージ

- ・ 商工中金・政策投資銀行による長期資金融資「危機対応貸付」の融資枠拡大
- ・ 損害担保による中堅・大企業の信用力の補完
- ・ 「危機対応貸付」制度への利子補給等

○内部統制報告制度、四半期報告制度の簡素化に関する意見交換会 (H22.9.16)

[参考]

○四半期報告制度における大幅簡素化

- ・ 四半期損益計算書の四半期会計期間情報の任意化
- ・ 第 1、第 3 四半期キャッシュフロー計算書の作成省略
- ・ 注記事項の大幅簡素化

○内部統制報告制度の見直しの主な内容

- ・ 企業の創意工夫を活かした監査人の対応の確保
- ・ 中堅・中小上場企業向けの効率的な内部統制報告実務の「事例集」の作成
- ・ 内部統制報告制度の効率的な運用手法を確立するための見直し
- ・ 「重要な欠陥」の用語の見直し

4. 高度金融人材産学協議会への支援

当協議会においては、事業会社の財務を高度化するためにはM&Aやデリバティブなどの知識・経験を持つ、「高度金融人材」を効果的に育成・活用する必要があるとの趣旨に賛同し、平成20年より「高度金融人材産学協議会」に賛助会員として参加し、活動に協力してきた。

平成21年度には、産学連携 OFF-JT 研修プログラム<初級プログラム>の試行コースが実施され、その成果を踏まえ、また内容の拡充等に取り組み、平成22年度には初級プログラムが本格実施された。当協議会においても、研修プログラムへの参加促進に向けた支援を行った。

○第5回高度金融人材の育成・活用に関するシンポジウム開催 (H22.11.2)

5. その他

① 税制改正要望

証券税制、企業経営効率化関連税制の整備等に関して、会員企業の意見を取り纏めの税制改正要望を行った。主な要望事項は下記の通りであり、要望の実現に向け、今後も関係当局に対して働きかけを行っていく。

○税制改正要望提出 (H23.7.12)

- イ) 非居住者・外国法人の受け取る振替社債等の利子の非課税措置の恒久化
- ロ) 株式配当二重課税の見直し
- ハ) 金融所得課税の一元化

② 外貨調達の円滑化に関する実態調査

本邦企業の海外事業展開が拡大するなか、決済等に使用される通貨は多岐に亘り、外貨調達の考え方にも変化が生じている。当協議会においても、積極的な海外展開を図る会員企業に対し外貨調達上の課題等についてヒアリングを行った。その結果、人民元等の外貨に関する安定的な資金調達等が課題であることが判明した。各国の通貨政策に関わる問題は、必ずしも一朝一夕に効果を挙げられるものではないが、中長期的な視点から、今後も海外展開を図る事業会社を支える金融活動等について検討を行う。

○会員企業への電話ヒアリング (H22.9.1-2)

(日産、三菱重工、三菱商事 他 18社)

○経済産業省との企業ヒアリング (H22.9.21-22)

(日立製作所、コマツ、オリックス)